

仕 様 書

1. 件名

量子技術（量子センシング）における標準化戦略に関わる調査

2. 調査の目的

量子生命科学研究所（以下、「生命研」という）で研究開発を進めている量子センシングに関して、国が進める「国際社会の課題解決に向けた我が国の標準戦略」も踏まえた文献・関連技術等動向等調査及びロードマップ（戦略）案の策定を行う事で、今後の研究開発及び標準化活動に資することを目的とする。

3. 調査の概要

以下の項目について調査・取りまとめを行い、今後の生命研の標準化に向けた取り組みに関するロードマップ（戦略）案の策定を行う。

- ・量子センシング※に関連し得る規制・基準の動向等調査（国内・国外）
- ・生命研が進める量子センシング※に競合し得る技術もしくは製品に関する動向等調査（国内・国外）

※守秘義務の観点から詳細の開示にあたっては秘密保持誓約書の提出を必須とする。

4. 調査内容と調査方法

関連する国内会議及びWeb等による関係者へのヒアリングを行う。但し、一般の調査実施では、海外での国際会議等での現地調査は行わない。必要なヒアリング実施数は各項目に記載してある。また、生命研が進める量子センシングに競合し得る技術もしくは製品の10件程度を対象として、それらの公表情報にもとづき、簡易的な特許調査等を実施する。

また、中間報告会及び報告会を行い、提出図書「実施計画書」に記載の事項が実施されていることを確認する。

4-1 量子技術における標準化状況の調査（国内・国外）

- 生命研が進める量子センシングなど実際の技術・想定製品に基づく、標準化提案候補委員会から出版された規格のリストと分析
- 幹事、参加国等の動向調査：量子技術に関する研究開発状況・標準化に向けた取組・市場形成/製品化に向けた取組等
（アメリカ・イギリス・ドイツ・オランダ・デンマーク・フランス・カナダ・オーストラリアは必須とする）

- 各 ISO 委員に対応する国内審議委員会に関する調査と関係調整。 :
ヒアリング 5 件程度

4-2 生命研が進める量子センシングに競合し得る技術もしくは製品に関する 動向等調査(国内・国外)

- 生命研が進める量子センシングなど実際の技術・想定製品に競合し
得る技術もしくは製品に関する、標準化提案候補委員会から出版さ
れた規格のリストと分析及び抵触し得る主要な知的財産権のリスト
化及び概要整理

4-3 標準化ロードマップ（戦略）案の策定

標準化状況の調査結果を基に、生命研が進める量子センシングの具体的
な技術・想定製品ごとの標準化ロードマップ（戦略）案を策定する。
標準化戦略の立案にあたり、個別技術に関して利用可能な ISO もしくは
IEC/ITU 文書、国際会議＊への Web 参加を実施する。

- ＊「ISO/TC 229(10-14, November, 2025/Incheon(Korea, Republic of))」
については Web 参加を必須とする。

標準化ロードマップ（戦略）案の策定に際しては、以下の項目は網羅す
ること。

- 技術の製品化及び標準化（準備・提案・フォローアップ）をマイル
ストーンとした 5 年程度のロードマップとすること
- 直近 3 ヶ年程度の取組に必要な支援等を明記すること
- 規制及び標準化ニーズの調整
- 想定される競合技術もしくは製品を中心とした外部環境

5. スケジュール

2025 年 10 月中旬：中間報告会

- ・ 調査進捗の概要報告
- ・ 標準化に関する基礎資料
 - ISO における標準化のルールと実務への影響
 - 標準の種類とドラフト開発及び実会議での注意点等

2026 年 2 月中旬：報告会

- ・ 調査結果の概要報告
- ・ 標準化に関する基礎資料

6. 履行期間

2025 年 9 月 1 日から 2026 年 2 月 27 日

7. 提出図書

- 実施計画書 契約締結後速やかに 要承認 1 部
(調査内容と調査方法の詳細について記載するものとする。様式自由。)
- 標準化に関する基礎資料 中間報告時 要承認 1 部
- 報告書 納品時 要承認 1 部
「量子技術における標準化状況の調査」
「生命研が進める量子センシングに競合し得る技術もしくは製品に関する
動向等調査」
「標準化ロードマップ（戦略）案」

8. 検査

本作業は、「5. スケジュール」に記載の中間報告会及び報告会の実施、「7. 提出図書」に記載された提出図書の確認をもって検査完了とする。

9. 納入期限及び納入場所

納入期限：2026 年 2 月 27 日

納入場所：千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1

量子生命科学研究所 研究推進室

10. 成果の取扱い

- (1) QST は、受注者が本作業により得られた技術上の成果のうち QST が指示するもの（以下「成果」という。）についての利用及び処分に関する権利を専有するものとする。
- (2) 受注者は、成果に係る知的財産権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び意匠登録を受ける権利を受注者又は第三者が従前から保有していた部分及び汎用的に利用可能な部分を除き QST に譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受注者は、契約条項に定める検査に合格後、直ちに別紙様式による著作者財産権譲渡証書及び著作者人格権不行使証書を QST に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、QST に対し、納品した成果品が契約締結時に知る限りにおいて第三者の知的財産権を侵害しないことを保証するものとする。なお、納品した成果品について、第三者の権利侵害の問題が生じ、その結果、QST 又は第三

者に費用や損害が生じた場合は、受注者は、その責任と負担においてこれを処理するものとする。

1 1. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1 2. 付帯事項

- 本仕様書の技術的内容及び秘密である旨を表示した情報に関しては、守秘義務を負うものとする。
- 契約不適合は契約書による。
- 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、担当者と協議のうえ決定する。

量子生命科学研究所 研究推進室
加藤 敏

以上